

## 集団的自衛権

# 議論は終わっていない

歴代内閣が「憲法上許されな  
い」としてきた集団的自衛権の  
行使を「許される」に一変させ  
る。安倍内閣の閣議決定から、  
きょうで丸3年になる。

閣議決定を読み直すと、その  
強引さに改めて驚かされる。

行使容認の根拠は1972年  
の政府見解だ。憲法は自国の平  
和と安全を維持し、その存立を  
全うするための自衛の措置を禁  
じていない。ただ、武力行使が  
許されるのは、外国の武力攻撃  
から国民の生命や権利を守るた  
め、必要最小限度の範囲にと  
どまるべきもので、他国への武  
力攻撃を阻止する集団的自衛権  
の行使は「憲法上許されない」  
と結論づけている。

だが閣議決定は「基本的な論  
理」は維持するとしながら、他  
国への攻撃でも「許容される」  
と結論をひっくり返したのだ。  
閣議決定が反映された安全保

障関連法の国会審議でも、ずさ  
んな議論がまかり通った。

典型は中東ホルムズ海峡での  
機雷掃海だ。安倍首相は「(原  
油が)途絶えれば救急車などの  
ガソリンはどうなるのか。寒冷  
地で命にかかわる問題となりか  
ねない」と述べ、集団的自衛権  
行使の必要性を強調した。

だが、それが「国家存立の危  
機」だと納得する国民がどれほ  
どいたか。案の定、首相は法成  
立直前に一転、掃海の実施につ  
いて「現実問題として想定して  
いない」と発言を覆した。

それでも政府与党は、さらな  
る議論を望む国民の声を押し切  
って強行成立させた。

安民法運用にあたっては、手  
前勝手ぶりは変わらない。

南スーダンでの国連平和維持  
活動。「戦闘」を「衝突」と言  
い換えて部隊派遣を継続し、駆  
けつけ警護の新任務を付与して

安民法の実績をつくった。

象徴的なのは、稲田防衛相の  
「憲法9条上の問題になる言葉  
は使うべきではない」との発言  
だ。憲法に従うのではなく、現  
実をねじ曲げる。政権の憲法軽  
視の体質が見て取れる。

米軍艦船を海上自衛隊が守る  
「米艦防護」も実施されたが、  
政府は今もその事実を公表して  
いない。首相自身が国会で明言  
した「最大限の情報を開示し、  
丁寧に説明する」との約束は、  
あっさり反故にされた。

集団的自衛権の行使容認あり  
きで結論を急ぎ、憲法と安全保  
障をめぐる本質的な議論は置き  
去りにされた。議論の基盤を築  
き直すには、ごまかしの上に立  
った閣議決定と「違憲」の法制  
を正さなければならぬ。

それをしない首相に、憲法改  
正を語る資格はない。

議論はまだ終わっていない。